

令和7年度庄内地域転入促進事業（大学生対象バスツアー）実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和7年度庄内地域転入促進事業（大学生対象バスツアー）実施業務委託の内容及び当該業務に係る委託契約等の方法について、以下のとおり定める。

1 委託業務の概要

（1）業務名

令和7年度庄内地域転入促進事業（大学生対象バスツアー）実施業務

（2）業務目的

庄内地域からの進学者が多い新潟県在住の大学生及び庄内地域在住の大学生を対象に、庄内地域の魅力を体験する機会、地元企業を深く理解する機会、地域で活躍する若者の取り組みを知る機会等を設定するとともに、参加学生同士の交流機会を設定した内容のバスツアーを実施し、庄内地域での暮らしや働くイメージを抱いてもらうことにより、若者の地域への定着・回帰を図ることを目的とする。

なお、今年度事業はモニターツアーと位置付け、参加後のアンケートで意見等を聴取する。

（3）業務内容

別添「令和7年度庄内地域転入促進事業（大学生対象バスツアー）実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

（4）委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

（5）提案上限額

710,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（6）委託契約の方法

ア 契約方法

随意契約

イ 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者を1者選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）による。

ウ 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

2 応募に関する事項

（1）応募資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していない者であること。

ウ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。

オ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

カ 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有し、当該企画提案募集にかかる業務又はこれに類する業務を営んだ実績がある者であること。

キ 次のいずれにも該当しない者であること。

（ア）法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（2）失格事由

企画提案者が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

ア 実施要領等に定めた資格・要件が備わっていないとき

イ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき

ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が実施要領等で示した要件に適合しないとき

エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

オ 提案の内容が提案上限額を上回るとき

カ その他不正な行為があったとき

3 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 企画提案書（様式3）

エ 経費見積書（様式4）

オ 法人等概要がわかる資料（業種、事業内容、設立、資本金の額、従業員数、事業実績がわかるもの）

カ 代表者の印鑑証明書（法務局発行のもの）

キ 法人の登記簿謄本

なお、企画提案者が山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、カ及びキの書類提出は不要。

(2) 受付期間

令和7年7月24日（木）まで

(3) 提出方法

「9 提出・問合せ先」まで、電子メールへの添付等により提出すること。

ファイルの形式はPDF等の容易に編集ができない形式によること。

（※Word等の編集が容易な形式は認められない。）

4 質問及び回答

(1) 質問方法

本公募に関する質問は、質問書（様式5）により、原則として電子メールで行うものとし、件名を「庄内地域転入促進事業（大学生対象バスツアー）実施業務委託への問合せ」として、「9 提出・問合せ先」へ提出すること。電話や口頭、受付期間以外での質問は一切受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和7年7月17日（木）午後5時まで

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、実施要領掲載ページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者へのみ回答する。

5 審査及び結果の通知

- (1) 企画審査会において、「企画提案審査基準」（別表）に基づき書類審査を行い、各審査員の評価点の合計点数が最も高い者を、最優秀提案者（委託契約候補者）として選定する。

- (2) 審査に当たり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。
- (3) 審査員の合議により契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。
- (4) 審査結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。
- (5) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (6) 提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

6 契約締結

- (1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、「総務企画部所管業務指名業者等選定審査会」の審査を経た上で、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は、次点者と契約手続を行う場合がある。
- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすものとする。
- (5) 委託業務の内容は、締結される契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続は、山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室において行う。

7 スケジュール

- (1) 質問受付期限 令和7年7月17日（木）午後5時（必着）
- (2) 書類提出期限 令和7年7月24日（木）午後5時（必着）
- (3) 企画審査会の開催 令和7年7月下旬（予定）
- (4) 審査結果の通知 令和7年8月上旬（予定）
- (5) 契約締結 令和7年8月上旬（予定）

8 その他

- (1) 提案できる件数は1事業者につき、1件とする。
- (2) 提出された申請書類等は返却しない。
- (3) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提案書等の応募書類は、審査に必要な範囲で全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

- (5) 提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により、「9 提出・問合せ先」に報告すること。
- (6) 提案書等の応募書類は、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (7) この公募及び契約については、県の都合により変更・中止する場合がある。
- (8) 採用した提案書の著作権は県に帰属する。
- (9) 不採用となった提案書の著作権は提案者に帰属する。
- (10) 山形県競争入札参加資格者名簿に登載のない事業者については、応募資格要件を満たすことを確認するための資料の提出を求める場合がある。

9 提出・問合せ先

山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室

住 所：〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

電 話：0235-66-5446（直通）

FAX：0235-66-2835

メールアドレス：yshonairenkei#pref.yamagata.jp

※「#」は「@」に置き換える

令和7年度庄内地域転入促進事業(大学生対象バスツアー)実施業務
企画提案審査基準

評価項目	審査の視点	配点
1 実施方針・企画内容（配点：75）		
実施方針	・事業目的を理解し、本事業の目的に合致した実施方針となっているか	5
実施内容	・実施方法（車両仕様等）は適切であるか	5
	・ツアープログラム構成のタイムテーブルは、無理がなく妥当なスケジュールとなっているか	10
	・ツアープログラム構成に盛り込まれたコンテンツは、以下の観点を踏まえたもので、事業目的を達成する上で効果的な内容となっているか ○庄内地域の魅力（自然、文化、歴史等）を体験する機会 ○庄内地域の企業を深く理解する機会 ○庄内地域で活躍する若者の取り組みを知る機会	20
	・参加学生同士の交流機会（1日目の夕食時）の設定は、交流の深化が図られる内容となっているか	10
	・全体コーディネーター候補者は、事業効果を高め、かつ参加学生同士の交流深化を図るという観点で適任であるか	10
アンケート	・アンケート設問事項は、今後の磨き上げに繋がるような意見を抽出する上で適切な内容となっているか	10
独自提案	・事業効果を高める効果的な独自提案であるか	5
2 実施体制（配点：15）		
実施体制	・事業の遂行に当たり、必要かつ十分な人員体制であるか ・従事者の事業実施能力は十分か	5
計画性	・事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか （準備期間、実施時期、完了時期など）	5
実績	・過去2年以内において、本事業と同種又は類似の業務を受託した実績があるか	5
3 経費見積（配点：10）		
妥当性	・見積額の積算内容が妥当なものとなっているか（事業の遂行に支障のない妥当な見積りで、かつ、積算根拠には事業に必要な経費が明確に示されているか）	10
総 計		100